

## 台湾からの家きん及び家きん肉等の輸入一時停止措置の解除について

台湾における鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、台湾に対する家きん及び家きん肉等の輸入一時停止措置を本日付けで解除することとしました。

1. 台湾における弱毒タイプの鳥インフルエンザ（H5N2 亜型）の発生を受け、平成 20 年 12 月 17 日以降、台湾から輸出される家きん及び家きん肉等について輸入一時停止措置を講じていたところである。
2. 今般、台湾における鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、台湾に対する家きん及び家きん肉等の輸入一時停止措置を本日付けで解除することとし、関係機関に通知した。

（参考）台湾からの家きん肉等の輸入実績

（単位：トン）

	2007 年
家きん肉	5,128
家きん肉調製品	65
鶏卵	148

出典：財務省「貿易統計」

関連資料：

台湾からの家きん肉等の輸入一時停止措置について

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081217.html>

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室

担当者：石橋、高木

代表：03-3502-8111（内線 4584）

ダイヤルイン：03-3502-8295

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>